

庁議記録（令和5年2月7日開催分）

《その他事項》

◆可児市職員の降給に関する条例の制定について

（市長公室人事課）

地方公務員法等の一部改正による定年引上げの実施に伴い、管理監督職勤務上限年齢制が導入され、本人の意に反する降給が生じることとなるため、本条例を制定する。

◆可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（市長公室人事課）

職員の仕事と家庭生活等との両立及び公務能率の向上を図ることを目的とし、人事院規則の改正に準じて、フレックスタイム制による週休日及び勤務時間の割り振り並びに休憩時間について規定を整備する。

公務の運営に支障がないと認める範囲内で、職員の申告を考慮して、単位期間（一般職員は4週間、育児又は介護を行う職員は1～4週間）において1週間あたり38時間45分となるように勤務時間を割り振ることができる。なお、休憩時間については、当該職員の申告に基づき、希望する任意の時間帯に置くことができることとする。